

新潟市運賃等協議会設置要綱

(設置)

第1条 新潟市運賃等協議会（以下「協議会」という。）は、新潟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）規則（平成24年新潟市規則第17号）（以下「規則」という。）第8条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する場として設置する。

(会長)

第2条 協議会の会長は、規則第8条第2項に掲げる構成員（以下「委員」という。）から、交通会議会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

2 会長は、協議会の調査審議に当たり、地域の実情を把握するため、あらかじめ区ごとに開催する地域公共交通に関する意見交換会から意見を聴取するものとする。

(利用者等の意見を反映させるための措置)

第5条 会長は、第1条に掲げる協議をするときは、あらかじめ、ホームページへの掲載など、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(協議結果の取扱い)

第6条 会長は協議会の協議結果について交通会議へ報告するものとする。

2 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、新潟市都市交通政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。